

## 第10回兵庫県地方協議会の議事概要

### ○第9回協議会の概要について

(特にご意見はありませんでした)

### ○アドバンス事業における取り組みについて

▼関西地域特有の商取引の習慣や労働時間の問題、取引の優位関係というような部分を考えていくと、どうしても中小零細の運送事業者が多い。深掘りをした上で、最終的に近畿としてガイドラインを作成することを考えているのか。

### ○「ホワイト物流」推進運動取り組み状況について

▼荷主の皆様のご理解をいただくのが一番大事であろうと思う。荷主と物流事業者だけの関係に議論が終始しがちであるが、今の課題が何かをいかに透明性を高めるか、どこにあるかをもっと世間に消費者を含め知らしめていくことが重要。

▼趣旨や考え方は良いと思うが、参加企業の社会的責任は増えることになる。一方で、参加していることに対する世間の反応はあまりないということも多く、消費者からこの運動に取り組んでいる企業は良い企業であると評価されるようにするにはどうすべきかを考える必要があり、その知恵が出し切れていないことが課題

▼この運動、物流業界の話であって、一般消費者の方はまず知らないし、今の段階では参加企業にメリットは感じられない。例えば、一般紙で賛同企業名一覧を掲載するような効果的な周知活動が必要。

▼一般の世の中というか、消費者に運動を広げていくということで消費者団体にこの協議会に参画いただくことも大事だが、委員になってもらえばそれで周知が効いているという考えは間違い。

### ○労働時間等説明会の開催について

▼今の運送事業者は案外真面目な事業者が多い。そういう意味で、昔の運送屋のイメージはまず皆無。中小零細もアルコールチェックなどをきちんと行って、点呼をして乗務につくという、昔は大手でもまともにやっていなかった業務が、今は零細企業でも同じようにやっている。ただ、道路の渋滞のように運送業者だけで解決で

きないという事情もある。渋滞で労働時間が延び、その残業代を経営者が払っているのが現実。

## ○取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について

▼飲料配送研究会の報告書のなかで、写真により出荷可能かどうかの判断基準が示されている。飲料関係の具体例が示されているが、実は飲料関係にとどまるものではないということを是非承知いただきたい。消費者からのクレームが増えて、一つだけダメでもパレット全部補償しろ、ちょっと傷がついているだけということでも全くダメと言われ、販売価格が運賃から差し引かれるのが現実。

▼倉庫側としては、荷受けの際に全商品のチェックをしなければ、一度倉庫で受けてしまうと、今度は倉庫側の見落としとなるので、トラック運転手には申し訳ないが、チェックが完了するまで待つていただく必要がある。

▼労働基準局によりトラック運転者の労働時間短縮で取り組みをされている。具体的な方策があつて労働時間が短縮できればいいが、具体的な方策の前に、スケジュールや上限規制などを実施してしまうと結局はトラック運送が滞ることになる。そのあたりのバランスを考えていただきたい。

▼労働局などの説明会で、まずトラック事業者も勉強してもらいながら、荷主、消費者にも理解いただいて身近な形でイメージを変えていく必要がある。周知セミナーはどんどんやっていただいて、幅広く浸透することをお願いしたい。

▼人手不足に対して、学生はインターンシップといって就業体験制度がある。そういったものを利用して、いい職場、魅力ある職場であるということを見せられる形にもっていき、ホワイト物流につなげて人集めをすすめていければよいと思う。

## ○その他

▼運送事業者だけで解決できる問題は、これまでの取り締まりや指導をいただきながら、ほぼ進んできていると思う。運送事業者だけではなく、国民も荷主企業も巻き込みながら動けるような地方協議会としての役割が必要。